

令和4年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

審　　査　　意　　見　　書

岐　阜　市　監　査　委　員
(令和5年8月)

岐阜市監第224号
令和5年8月21日

岐阜市長 柴橋正直様

岐阜市監査委員 高橋 正

同 渡辺 貴郎

同 森 裕之

令和4年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、審査に付された
令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査
をしたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

なお、中本一美監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第199条の2の規定により除斥されております。

目 次

第 1 審査の対象	1
第 2 審査の期間	1
第 3 審査の方法	1
第 4 審査の結果	1
1 健全化判断比率	2
(1) 令和4年度決算に基づく比率	2
(2) 比率の詳細	2
2 資金不足比率	4
(1) 令和4年度決算に基づく比率	4
(2) 比率の詳細	4
(資料) 各比率の算定式	6
各比率の対象範囲	8

(注)

- 1 文中及び図表中の数値、比率は表示単位未満を切り捨てた。
- 2 文中及び図表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - (0) ……算式上0となるもの
 - (△) ……負の数

令和4年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和4年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年7月20日から令和5年8月18日まで

第3 審査の方法

岐阜市監査基準に準拠し、提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかの確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取した。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。
また、いずれの比率も早期健全化基準を下回っていた。

2 資金不足比率

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。
また、いずれの公営企業会計においても、資金不足額が生じておらず、資金不足比率は、経営健全化基準を下回っていた。

1 健全化判断比率

(1) 令和4年度決算に基づく比率

比 率 名	令和4年度決算に 基づく比率 (%)	判 断 基 準	
		早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	2.9	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	/

※1 実質赤字比率については、実質赤字額が生じていない場合には、「—」で表記している。

※2 連結実質赤字比率については、連結実質赤字額が生じていない場合には、「—」で表記している。

※3 将来負担比率については、将来負担額を上回る充当可能財源等がある場合には、「—」で表記している。

※4 将来負担比率に係る財政再生基準はないため、「斜線」で表記した。

※5 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

(2) 比率の詳細

ア 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の決算収支を総合すると、実質赤字比率は△8.96%で、実質赤字額は生じていない。(実質収支が黒字の場合は「△」の表記となる。)

【実質赤字比率の年度別推移】

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実質赤字比率	△8.96%	△9.75%	△8.98%

イ 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、すべての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の決算収支を総合すると、連結実質赤字比率は△29.72%で、連結実質赤字額は生じていない。(連結実質収支が黒字の場合は「△」の表記となる。)

【連結実質赤字比率の年度別推移】

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
連結実質赤字比率	△29.72%	△29.11%	△29.70%

ウ 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均である。

令和4年度（令和2年度から令和4年度までの各年度の比率の3か年平均）は2.9%となり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

【実質公債費比率の年度別推移】

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
実質公債費比率	2.9%	3.5%	4.1%

エ 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和4年度末における将来負担比率は△17.1%である。（将来負担額を上回る充当可能財源等がある場合は「△」の表記となる。）

【将来負担比率の年度別推移】

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
将来負担比率	△17.1%	△15.2%	△6.4%

2 資金不足比率

(1) 令和4年度決算に基づく比率

会計名	令和4年度決算に基づく比率 (%)	判断基準 経営健全化基準 (%)
病院事業会計	—	20.0
中央卸売市場事業会計	—	
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
廃棄物発電事業特別会計	—	
食肉地方卸売市場事業特別会計	—	
観光事業特別会計	—	

※1 各会計において、資金不足額が生じていない場合には、「—」で表記している。

※2 経営健全化基準の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

(2) 比率の詳細

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

すべての公営企業会計において、資金不足額は生じていない。(資金剰余額がある場合は「△」となる。)

なお、各会計における比率は以下のとおりである。

ア 病院事業会計

資金不足比率は、△32.8%である。

【資金不足比率の年度別推移】

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足比率	△32.8%	△29.6%	△31.7%

イ 中央卸売市場事業会計

資金不足比率は、△251.9%である。

【資金不足比率の年度別推移】

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足比率	△251.9%	△254.2%	△241.2%

ウ 水道事業会計

資金不足比率は、△58.7%である。

【資金不足比率の年度別推移】

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足比率	△58.7%	△56.6%	△60.8%

エ 下水道事業会計

資金不足比率は、△29.0%である。

【資金不足比率の年度別推移】

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足比率	△29.0%	△35.9%	△40.4%

オ 廃棄物発電事業特別会計

資金不足比率は、0%である。

【資金不足比率の年度別推移】

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足比率	0%	0%	△7.7%

カ 食肉地方卸売市場事業特別会計

資金不足比率は、0%である。

【資金不足比率の年度別推移】

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足比率	0%	0%	0%

キ 観光事業特別会計

資金不足比率は、0%である。

【資金不足比率の年度別推移】

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
資金不足比率	0%	0%	0%

(資料) 令和4度決算に基づく各比率の算定式

<健全化判断比率>

①実質赤字比率

$$\triangle 8.96\% = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } \triangle 7,955,344 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 88,752,918 \text{ 千円}} \times 100$$

②連結実質赤字比率

$$\triangle 29.72\% = \frac{\text{連結実質赤字額 } \triangle 26,382,094 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模 } 88,752,918 \text{ 千円}} \times 100$$

③実質公債費比率

$$2.9\% = \frac{2.20862(4\text{年度}) + 2.90813(3\text{年度}) + 3.64618(2\text{年度})}{3}$$

④将来負担比率

$$\triangle 17.1\% = \frac{(\text{将来負担額 } 188,334,795 \text{ 千円}) - (\text{充当可能財源等 } 201,847,900 \text{ 千円})}{(\text{標準財政規模 } 88,752,918 \text{ 千円}) - (\text{算入公債費等 } 10,128,125 \text{ 千円})} \times 100$$

<資金不足比率>

$$\text{病院事業会計 } \triangle 32.8\% = \frac{\text{資金の不足額 } \triangle 6,862,540 \text{ 千円}}{\text{事業の規模 } 20,880,300 \text{ 千円}} \times 100$$

$$\text{中央卸売市場事業会計 } \triangle 251.9\% = \frac{\text{資金の不足額 } \triangle 1,125,310 \text{ 千円}}{\text{事業の規模 } 446,640 \text{ 千円}} \times 100$$

$$\text{水道事業会計 } \triangle 58.7\% = \frac{\text{資金の不足額 } \triangle 3,056,187 \text{ 千円}}{\text{事業の規模 } 5,205,021 \text{ 千円}} \times 100$$

$$\text{下水道事業会計 } \triangle 29.0\% = \frac{\begin{array}{l} \text{資金の不足額 } \triangle 1,812,746 \text{ 千円} \\ \hline \text{事業の規模 } 6,239,373 \text{ 千円} \end{array}}{\times 100}$$

$$\text{廃棄物発電事業特別会計 } 0\% = \frac{\begin{array}{l} \text{資金の不足額 } 0 \text{ 円} \\ \hline \text{事業の規模 } 185,894 \text{ 千円} \end{array}}{\times 100}$$

$$\text{食肉地方卸売市場事業特別会計 } 0\% = \frac{\begin{array}{l} \text{資金の不足額 } 0 \text{ 円} \\ \hline \text{事業の規模 } 105,911 \text{ 千円} \end{array}}{\times 100}$$

$$\text{観光事業特別会計 } 0\% = \frac{\begin{array}{l} \text{資金の不足額 } 0 \text{ 円} \\ \hline \text{事業の規模 } 233,865 \text{ 千円} \end{array}}{\times 100}$$

各比率の対象範囲



